

行政常任委員会報告

平成 26 年 8 月 5 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 感謝状の贈呈について
- (3) 上半期火災・救急・救助の出動状況について
- (4) その他

2 教育委員会

- (1) ユーパロ幼稚園の臨時休業について
- (2) 平成 26 年度水難事故防止教室について
- (3) 平成 26 年度北海道中学校体育大会第 35 回北海道中学校相撲大会について
- (4) 外国語指導助手（ALT）の交代について
- (5) 夕張市スポーツ施設に係るネーミングライツについて
- (6) その他

3 保健福祉課

- (1) 高齢者生活実態調査について
- (2) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けについて
- (3) 夕張市子ども・子育て支援事業計画について
- (4) その他

4 産業課

- (1) アドバイザー招へい事業における講師の選定について
- (2) 国有林内の治山事業の実施について
- (3) その他

5 まちづくり企画室

- (1) 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第一四半期の実績について
- (2) 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」助成事業に係る下期の募集開始について
- (3) 地域活性化モデルケースについて
- (4) 旧若菜中央小学校の活用に向けた取組状況について

(5) 平成26年度民間賃貸住宅建設費補助事業の状況について

(6) その他

6 財務課

(1) 平成26年度「国、北海道及び夕張市の三者協議」について

(2) 平成26年度普通交付税の決定について

(3) その他

◎出席委員（7名）

大 山 修 二 君

島 田 達 彦 君

小 林 尚 文 君

高 間 澄 子 君

熊 谷 桂 子 君

厚 谷 司 君

角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（1名）

藤 倉 肇 君

（大山委員長）

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名であります。欠席議員は1名であります。ほかに議長が出席されております。

なお、藤倉委員については体調不良のため、欠席する旨の届け出がなされております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係室長及び課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。8月1日付で人事異動がありましたので、総務課より報告を受け、その後、消防本部、教育委員会、保健福祉課、産業課、まちづくり企画室、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【総務課】

1. 人事異動について

(大山委員長)

それでは、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

おはようございます。

今、委員長のほうからお話ございましたとおり、委員会に入ります前に若干のお時間を拝借いたしまして、報告をさせていただきたいと思います。

行政内部の現状に鑑みまして、緊急的かつ継続的に人員配置を措置していかなければならない事例がございまして、緊急的ではございますが、8月1日付で人事の発令を行いました。

人事発令のなったうち、管理職の人事異動ですが、教育委員会からマスココウジ主幹が市民課主幹ということで異動をいたしました。本人はあいにく公務出張中でありまして、この場でご挨拶することができません。かわって私のほうから報告を申し上げ、ご挨拶にかえたいと思いますので、よろしくご理解をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

(大山委員長)

これについては、特別なと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【消防本部】

1. 火災の発生について

2. 感謝状の贈呈について

3. 上半期火災・救急・救助の出動状況について

4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防次長)

おはようございます。

消防本部から3件の報告と、その他で消防救急デジタル無線及び消防指令システム請負工事についてご説明いたします。

まず初めに、火災の発生について報告いたします。資料 1 の 1 をごらんください。

南部新光町 86 番地 1 で発生した建物火災について報告いたします。

覚知時刻は、平成 26 年 6 月 13 日金曜日 5 時 19 分で、出火時刻は同日 5 時 0 分ごろと推定します。覚知方法は、火災報知専用電話で、出火場所は、夕張市南部新光町 86 番地 1 です。鎮圧時刻は、平成 26 年 6 月 13 日金曜日 5 時 50 分で、鎮火時刻は同日 7 時 27 分です。出動状況は、消防ポンプ自動車 6 台が出動し、放水した車両は 6 台です。焼損状況は、木造モルタル平家建て、空き家 272.5 平方メートルと、これに附属する木造物置 2 棟 11.8 平方メートルが全焼したものです。出火原因と損害見積額については、現在、調査中です。気象状況は、表記のとおりです。

続きまして、資料 1 の 2 をごらんください。南部遠幌町 58 番地 3 で発生した建物火災について報告いたします。

覚知時刻は、平成 26 年 7 月 7 日月曜日 16 時 10 分で、出火時刻は同日 16 時 05 分ごろと推定します。覚知方法は、火災報知専用電話で、出火場所は、夕張市南部遠幌町 58 番地 3 です。鎮圧時刻は、平成 26 年 7 月 7 日月曜日 16 時 26 分で、鎮火時刻は同日 16 時 55 分です。出動状況は、消防ポンプ自動車 6 台が出動し、うち 5 台が放水しています。焼損状況は、鉄骨造平家建て延べ面積 550 平方メートルのうち、床面積 19.8 平方メートル及び表面積 33.2 平方メートルが焼損したもので、焼損程度は部分焼です。出火原因と損害見積額については、現在、調査中です。気象状況は、表記のとおりです。

火災の発生についての報告は以上です。

続きまして、感謝状の贈呈について報告いたします。資料 2 をごらんください。

感謝状の贈呈について。

平成 26 年 6 月 13 日金曜日、午前 10 時から、消防本部消防長室において、増井消防長から、伊藤組土建株式会社、和田博恵土木本部常務執行役員本部長に感謝状を贈呈いたしました。伊藤組土建株式会社におかれましては、従業員 3 名が、平成 26 年 5 月 15 日に滝ノ上で発生した建物火災において、早期発見及び初期消火の協力により、火災の拡大防止に貢献されたものであります。和田本部長のほかに、白崎博巳土木部次長、古川慶勝営業部課長、藤本隆仁土木部所長が出席しております。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、平成 26 年上半期における火災救急・救助の出動状況について報告いたします。資料 3 の 2 をごらんください。

火災件数は 4 件で、建物火災が 3 件、車両火災が 1 件発生しています。建

物火災の内訳は、全焼 2 件、ぼや 1 件となっております。非火災の件数は 2 件です。

続きまして、救急・救助の出動状況とドクターヘリの要請件数について報告いたします。資料 3 の 2 をごらんください。

救急出動は 280 件で、そのうち 165 件が市外搬送されています。半数人員は 266 人で、そのうち 166 人が市外搬送されています。傷病程度別では、死亡 15 人、重傷 77 人、中等症 93 人、軽傷 86 人です。

次に、救助出動について。出動は 2 件で、交通事故 1 件、その他の事故 1 件となっております、搬送人員は 1 人です。

次に、ドクターヘリについて。要請件数は 12 件で、搬送件数は 5 件です。この件についての報告は、以上です。

続きまして、その他として、消防救急デジタル無線及び消防指令システム整備請負工事についてご説明いたします。資料 4 をごらんください。

平成 26 年 7 月 17 日木曜日 13 時から、市役所 4 階第 1 会議室におきまして、消防救急デジタル無線及び消防指令システム整備請負工事の入札が行われ、電気興業株式会社北海道支店が落札し、同日、仮契約を締結しています。仮契約額は、3 億 5,964 万円です。この工事は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を得ようとするものであり、本日、行政常任委員会終了後に行われる第 3 回臨時市議会に提案するものであります。

消防本部からは、以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

資料でちょっと教えていただきたいのですが、資料 1 の 1 と 1 の 2 の火災の件です。鎮圧時刻が資料 1 の 1 のほうでは、5 時 50 分から 7 時 27 分ということで、約 1 時間半ぐらいかかっているのかなと思うのですが、1 の 2 のほうでは 16 時 26 分から 16 時 55 分ということで、30 分ぐらいで、3 倍近い時間の開きがあるのですが、こういった条件のときにこういうふうになるか、教えていただけたらと思うのですが。

(消防長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

1 件目の火災と 2 件目の火災の鎮圧時間とその間の時間の差なのですが、1 点目については木造の平家建て同木造物置、木造の建物が焼損しております。

それで、この鎮圧時間というのは、他に延焼のおそれなくなったという時間でありまして、その次の部分焼、これについては工場内の鉄骨造平家建てのうちの面積が非常に小さいもので、他に延焼のおそれなくなる時間ということで、最初の木造の建物と物置が燃えた部分と次の鉄骨造の中の一部の部屋の火災についてで、延焼のおそれがない時間ということで、このような差が出てくるということになっております。

以上です。

(熊谷委員)

鎮火差違は大体わかったのですが、鎮火時刻というのが、延焼のおそれがないということでもいいのですか。

(消防長)

鎮火時刻につきましては、ほとんど残火処理も含めまして火災の最盛期も過ぎ、この火災の事例が収束を迎えたという時刻でありまして、それは現場にいる隊長が判断し、鎮圧・鎮火それぞれの時間を宣告いたします。

以上です。

(大山委員長)

ほかにありませんか。

(高間委員)

資料４番ですけれども、消防救急デジタル無線と消防指令システムの整備ということで、３億　　という金額なのですけれども、これをするによって例えば、どのような効果が期待されるのか、ちょっと具体的に。

(消防次長)

今の高間委員のご質問ですが、デジタル無線については法律改正によりまして、全国一斉に行わなければならない　　ですので、これはそのメリットというのは、無線の今の使っている　域というのがいっぱいいっぱい、結構全国で使っている消防無線というのは厳しい状況の中で、デジタル化することによって局数をふやせることができる、それがまず第一のメリットで、次のメリットというのが無線を傍受されづらいのがデジタル無線で、今のアナログ無線ですと受信機、　　機というのがあると、一般の方でも無線の内容を聞くことができるのです。しかしデジタルはそれができないので、個人情報保護とかその都度保持することができるようになっています。あと、指令　　ですけれども、指令台にGPSとか、位置情報検索システムというのがありまして、119番かけた方がどこにいるかというのがモニターでわかります。なので、市外の方が場所がわからなくても無線室のほうで、大体この辺だという場所が特定できます。それが一番、指令台の今、指令　　の大きなメリットです。

(大山委員長)

ほかにありませんか。

(議長)

今の件、資料 4 の関係なのですからけれども、きょうの臨時会組まれているのですが、この後。これ、多少こうやって時間を要してしまったのは、何かどういいう状況があったのか、その辺、私どものほうにはまだ全然お示しいただいていない状況です。きょう臨時会ありますけれども、これ当初予算から組まれていたものですし、本来であれば 6 月議会とかに提案されていても普通であれば、そういう流れ的にはおかしくもない状況であったのだけれども、今日まで時間を要してしまったような何か状況というのは、これだけ大きな工事的なものがありますから、設計的なものもあったのでしょうかけれども、その辺の状況を教えていただければと思いますけれども。

(消防次長)

今、議長のご質問ですが、デジタル無線の工事については、昨年度、実施設計を行っております。2 月末で実施設計が完成して、成果物が届けられております。指令台については、今年度 4 月からの実施設計がありまして、6 月議会までかかりました。それによって、6 月議会は間に合わなかったということです。

(議長)

わかりました。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. ユーパロ幼稚園の臨時休業について
2. 平成 26 年度水難事故防止教室について
3. 平成 26 年度北海道中学校体育大会第 35 回北海道中学校相撲大会について
4. 外国語指導助手(A L T)の交代について
5. 夕張市スポーツ施設に係るネーミングライツについて
6. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長よりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは、私から報告をさせていただきますが、その前に資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料 3、一番最後のページになりますが、資料 3 の下段、個人戦というところがあります。この優勝、後藤雄大、地区が渡島ということになっておりますが、オホーツクの間違いでありましたので、訂正をして、おわびを申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。

1 のユーパロ幼稚園の臨時休業についてであります。資料 1 をごらんください。

6 月 25 日、ユーパロ幼稚園において、風邪の症状で 7 名が欠席をし、児童園児も半数以上に風邪の症状が見られることから、学校医とも協議した結果、夕張市立幼稚園 第 14 条第 1 項の規定に基づき、6 月 26 日の木曜日、27 日の金曜日、2 日間、臨時休業としたところであります。

続きまして、2 の平成 26 年度水難事故防止教室についてであります。平成 22 年 6 月に発生した中学生の水難事故を教訓とし、二度とこのような事故が起きないように平成 22 年度から夕張市消防署の協力により、小中学校の全児童生徒を対象に開催しているところであります。

資料 2 をごらん願います。目的については記載のとおり、児童生徒が海や川で正しい楽しみ方や、危険性を認識することにより、水難事故の未然防止を図るとともに、万が一事故に遭ったときの身の守り方や対処方法について、適切な知識を身につけることを目的としております。実施方法ですけれども、7 月 15 日、夕張中学校体育館において、全校生徒 143 名を対象に夕張消防署員を講師に招き、水難事故に遭わないための事故基礎的知識や事故に遭遇した場合の対処法などについて、指導など 防止を行ったところであります。また、7 月 18 日には、夕張小学校の 1 年生から 4 年生を対象に、中学生と同様に座学による講習を行ったところであります。7 月 23 日には、清水沢プールにおいて、夕張市消防職員を講師として、夕張小学校の 5、6 年生の児童 77 名が衣服を着たまま、ペットボトルや救命胴衣を使った などの実技を通し、万が一、事故に遭遇した場合の対処方法について講習を受けたところであります。

なお、小学校においてはプールの開設期間中、各学年においてプールを

授業を行っているところであります。

続きまして、3 番目に移ります。

平成 26 年度北海道中学校体育大会、第 35 回北海道中学校相撲大会についてであります。資料 5 は

7 月 27 日の日曜日、はまなす国体 相撲場において、平成 26 年度北海道中学校体育大会、第 35 回北海道中学校相撲大会が開催されたところであります。夕張中学校からは、団体と個人戦に 3 名が出場いたしました。団体戦につきましては、参加 5 チームによるリーグ戦により、渡島地区の福島中学校が優勝し、夕張中学校は惜しくも準優勝という になりました。また、個人戦については、予選を 3 回行いました。その結果、13 名が決勝トーナメントに進み、夕張中学校は 2 名が 進んだところであります。決勝トーナメントの結果であります。オホーツク地区の訓子府中学校の後藤雄大さんが優勝、夕張中学校、小山龍宇也さんが惜しくも準優勝という結果でありました。

なお、団体戦優勝チーム及び個人戦上位 3 名につきましては、8 月 23、24 日、福島県 郡石井町で開催される第 44 回全国中学校相撲選手権大会に出場することとなります。

次に、4 番目の外国語指導助手(A L T)の交代についてであります。

語学指導等を行う外国青年招致事業を任用しておりました外国語指導助手のゴンザレス・ゲルダが、平成 26 年 7 月 28 日任期満了となり、帰国することとなりました。今後は新規 A L T を採用することとしておりますが、新しい A L T の名前はラメール・ニコル・グレース、女性で 23 歳ということであり、アメリカの方で、最終学歴がエリザベストン大学卒業ということになっております。委嘱期間につきましては、平成 26 年 8 月 7 日から 27 年 8 月 6 日であり、8 月 3 日に来日した後、4 日から 6 日まで東京にてオリエンテーションに参加、6 日来道し、夕張に着任ということになっております。

なお、翌日、8 月 7 日、9 時から委嘱状の交付予定ということになっております。

続きまして 5 番目、夕張市スポーツ施設(ゆうばり文化ホールセンター及び夕張市平和運動公園)に係るネーミングライツについてであります。

ネーミングライツによるスポンサーの募集については、6 月 2 日から 6 月 20 日まで行っていたところであります。夕張市平和運動公園について 1 件の応募があり、6 月 20 日開催の夕張市広告審査委員会で審査の結果、スポンサーとなると決めたものであります。施設名については夕張市平和運動公園、法人名につきましては株式会社サングリン太陽園、代表者氏名、代表取締役、北濱宏一様。契約期間につきましては 3 年間、平成 26 年 7 月 1

日から平成 29 年 3 月 31 日までとなっております。契約金額ですけれども、年間 160 万円、ただし平成 26 年度につきましては、月割りということで 120 万円ということになっております。施設の名称であります、夕張市平和運動公園につきましては、サングリンスポーツヴィレッジ(夕張市平和運動公園)、野球場につきましては、サングリンスタジアムという名称となっております。

なお、7 月 31 日付で、看板等のかけかえ作業は終了しているところです。

6 番目のその他であります、その他はありません。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【保健福祉課】

1. 高齢者生活実態調査について
2. 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けについて
3. 夕張市子ども・子育て支援事業計画について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から、4 点ほど報告させていただきます。

まず第 1 点目、高齢者生活実態調査についてご報告申し上げます。

この実態調査につきましては、介護保険法で定められている 3 年ごとの介護保険医療計画を策定する際に実施するものでございます。今年度は、平成 27 年から平成 29 年度の第 6 期介護保険事業計画を策定するに当たり、実施するものであります。

調査の対象者につきましては、本市に居住している満 65 歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方が対象となるものでございます。要支援・

要介護認定を受けている方につきましては、既に認定調査等で傾向を把握し、また介護保険の給付費の変更等で、その傾向が把握することができることから、対象外とするものでございます。

本市における 65 歳以上の方は、約 4,500 人ほどおられます。そのうち、認定を受けている方が約 1,000 人ほどおり、残り 3,500 人を対象として、そのうち 1,000 人を地域とか年齢層の隔たりがないよう無作為に抽出し調査を実施するものでございます。

各自治体とも抽出者により傾向を把握しており、本市においても約 3.5 人に 1 人を対象とすることで、傾向を把握することが可能と判断したものでございます。

なお、調査内容等につきましては、厚生労働省が示しております日常生活圏域ニーズ調査を基本としておりますが、調査項目が相当数あるものであり、その調査項目を精査した上で、約 3 分の 2 程度の質問項目とし、表現も簡易にし、回答しやすくしているものでございます。

この調査の視点としましては、生活の調査、日常生活調査、的日常生活調査、社会参加の機会や社会的役割、さらには認知機能について 6 項目について把握するものでございます。

調査の方法につきましては、当該調査票を被調査者に郵送でお送りいたします。返信用封筒も同封し、回答するという方法をとらせていただこうと思っております。

なお、回収や記載等に当たりましては、地域包括支援センターを初め、市内で相談業務等を担っている居宅介護支援事業所の協力を得ながら、回収につながると考えているところでございます。

また、今後の予定といたしましては、8 月中旬に発送し、9 月中旬を回収期限としたいと思っております。

なお、この調査に当たりまして 体制の強化を図るべく、臨時職員 1 名を雇用し、体制を整えていくものでございます。

2 件目及び 3 件目については、ミタニ生活福祉担当係などから報告いたします。

(生活福祉担当課長)

それでは、私から、資料 2 の臨時福祉給付金と資料 3 の子育て計画についてご説明をさせていただきます。

まず資料 2 の臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けということでご説明をさせていただきます。

4 月から消費税が 8%引き上げられたこれに鑑みまして、低所得の方へ対して臨時福祉給付金、子育て世帯の影響を緩和するため、子育て世帯臨時

特例給付金が、それぞれ国において創設されたところでございます。

臨時福祉給付金につきまして、支給対象者が1月1日現在で夕張市に住居がある方で、26年度分の市民税の均等割が課税されていない方で、市民税の均等割が課税する方に扶養されている場合や生活保護の受給者は対象外ということで、支給額、お一人につき1万円ということで、なお、支給対象者のうち老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当等受給の方は、5,000円がプラスされるという制度でございます。

申請書につきましては、7月下旬、24から26日の3日間にかけて全戸配布いたしましたところでございます。米印に書いていますとおり、私ども福祉課が税情報を見ることができないものですから、当然、地方税法の守秘義務の規定により、本人の同意なく課税情報を閲覧することができないため、支給対象世帯だけに送付しているものではなく、全世帯に送付しているものでございます。

右側の子育て世帯のほうについてご説明いたします。

これも同じく1月1日現在、夕張市に住居がある方で、26年1月分の児童手当、中学生まで支給しておりますけれども、この方が対象となつて25年の所得が児童手当の所得制限に方、こちらが対象となつてまいります。対象児童につきましては、26年1月分の児童手当の対象となる児童ということで、家庭に子ども子供さんが二人いれば、それぞれ対象児童、1人1万円掛ける2名の方ということになっております。

申請書の送付は、同じ7月下旬に発送しているのですけれども、こちらにつきましては26年1月の児童手当を受給している方がリストがございますので、そちらに送付していくということで、なお、公務員につきましては所属長から申請書が送付されますので、公務員の方については申請書をということになっております。申請期間が先週の7月31日から10月31日の3ヶ月間ということで、臨時窓口もこの日から、31日から先週の8月2、3の土日含めて臨時窓口設けておりまして、今週の金曜日まで市役所1階の窓口、あるいは各地域の窓口において午後7時まで受け付けているということでございます。臨時窓口の後は通常8月11日、来週から市役所2階において受け付けできるということでございます。そばにパンフ、チラシもつくっておりますので、ご参照いただければと思います。

次、資料3に基づきまして、子ども・子育て支援事業計画についてご説明をさせていただきます。

先般、6月26日に計画策定のために、第1回子ども・子育て会議を開催したところでございます。夜6時から開催をいたしまして、2時間程度の開

催でありました。出席人 15 名ということで、全員ご出席いただいているところでございます。スケジュールにつきましては、ごらんのとおりなのですが、26 年度、今年度中に子育て会議を開催し、それ以上の必要な量の見込みですとか、救急体制の確保、あるいは関係する条例の整備、これを行って今年度中に策定をすることで、27 年度から申請を されるということでございます。

裏に、26 年度の開催スケジュールということであらあら書いていますが、年に 4 回程度開催いたしまして、計画の原案等できましたら、パブリックコメントを開いて、来年の 3 月末まで計画を策定するということになっていますので、会議の進捗状況等を開催回数ですとか、時期等は若干ずれてくるかと思っております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て支援制度の概要ということでございます。支援制度とはということで書いてありますが、平成 24 年、四角で囲んでいます三つの法律が、創設が一部改正されたこととございまして、根幹となるのが①に書いています子ども・子育て支援法ということで、子育て支援のための給付ですとか、包括的な制度の構築、この規定を盛り込んだ子育て新制度の核となる法律でございまして、②が認定こども園の一部改正ということで、より認定こども園のつくりやすく、運営しやすくするということで、③がこの二つの法律に伴い児童福祉法の改正が、いわゆる規定の整備と したというところとございまして、下の から枠に囲っているのが、新制度の概要ということなのですが、子育て支援法に基づきまして左側、子ども・子育て支援給付ということと、右側の地域子ども・子育て支援事業ということで、二つの大きく分けて新制度は分けられております。

左側の子ども・子育て支援給付ということなのですが、まず一つが施設型給付、これはゼロ歳児から 5 歳児、既存の幼稚園、保育所、地域にあれば認定こども園、こちらの必要量を見込んでいくということとございまして、それに付随して、今までは地域型保育給付ということで 2 歳以下の子どもたちを小規模保育、家庭的保育、あと居宅訪問型保育、これはマンツーマンで対象するものなのですが、これらも新たに国のほうで補助対象として創設したということとございまして、こちらの下に書いているのが、児童手当については現行と変わらない、中学生以下の子どもを対象とした手当でございまして。

右側に書いているのは、地域子ども・子育て支援事業、これも新たに計画の中に盛り込むということになるのですが、①は利用者支援事業ということで、国における 27 年度からの新規事業で、相談ですとか、こういうの

をよりよく行うための 規定というのですか、これは ございます。

②の地域子育て支援拠点事業は、学童前の子どもが対象といたしましたいわゆる地域子育て支援センター、子どもと保護者の居場所づくり、この場所を整備しようという事業でございます。③から⑤番までは妊婦ですとか、乳幼児の家庭訪問ですとか、こちらのほうは母子保健関連事業でございますけれども、③から⑤につきましては、当市の保健師の が実施しているものでございます。⑥の子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ、こちらは保護者が疾病等により子どもを見ることができない、こういった場合に児童養護施設等において、宿泊を伴うケアを行っているということでございます。⑦のファミリー・サポート・センターにつきましては、子どもを預ける、子どもの預かってほしいと希望する保護者と、預かってもいいよという方をコーディネートして広く行っていくということです。⑧が一時預かり保育事業ということで、これは緑ヶ丘保育園で事業を実施しております。⑨、⑩が時間外保育で、病児保育等につきまして、保育サービスの充実ということになっております。⑪が放課後児童でいわゆる学童ですね、夕張においては若菜と夕張小学校と 2 カ所ありますけれども、こちらの事業をより保護者のニーズの中の ということで、②、⑫、⑬番は国のほうが申請ということでございます。一番下の おりますとおり、この事業につきましては、地域の子育て家庭などを対象とする事業でありまして、市町村が地域の実情に応じて子育て支援拠点、一時預かり事業を拡充したり、放課後児童クラブ拡充などを目指してまいるということで、市町村にましましては、各事業の優先度、緊急度を勘案して、今後、計画していくということになっております。

続いて、次の 3 ページをお願いいたします。

認定区分ということであります。これも新たに 27 年度から新制度になりまして、いわゆる幼稚園と保育所のことを記載しておるのですけれども、今後につきましては幼稚園・保育所、先ほど認定創設した 含めてなのですけれども、新たに教育・保育を利用したいという方、保護者の方に対して市町村で、それぞれ認定をしなければいけないということになっております。四角に囲んでありますとおり、1 号認定というのは幼稚園を希望する家庭、2 号認定というのは保育園を希望する家庭、3 から 5 歳ということで、当然、これは保育に欠けるという事由がなければ なのですね。3 号認定につきましては、ゼロ歳から 2 歳という小さい子どもということで、それぞれ三つの区分に応じて認定証を配って、保護者の方に施設を利用していただくという制度でございます。

続きまして、(3)の保育利用の拡大ということで、保育の関係でございます

けれども、今まで保育に欠けるという事由で保育所に入れた部分の一定程度拡大いたしまして、保護者がフルタイム、フルタイムで共働きだけではなく、例えばパートしている方ですとか、職訓法における就活中の方、これらも対象といたしまして、保育利用が現行制度よりも幅広く入りやすく、利用しやすくするという、拡大されるものでございます。

(4)計画の策定、記載事項ということで必須記載事項というのが本の一つのピークの策定ということでございます。これが4番目の表の下の4教育提供区域の設定ということで記載していますとおり、市町村内におきまして、地域ニーズに応じた教育・保育事業を計画的に推進するための基礎となる区域を使うということで、これにつきましては先般6月の子育て会議におきまして、夕張におきまして現行と同様、幼稚園ですとか保育所これらにつきましては、提供区域を市内全域一元とすることで、その中で市全体で必要なサービスを考えましょうということで決定したことでございます。

また上の(4)の表に戻りまして、・の二つ目、四つ目が計画期間が5年間なものですから、幼稚園、保育所、小規模保育含めて子育て支援事業含めて各年度において量の見込み、実施しようとする確保策、その時期等を記載なさいますということになっております。

任意記載事項につきましては、産後のあるいは育休後の保護者へ対するケアですとか、都道府県子育て施策の連携、あるいは労働者の職業生活と家庭生活の両立ということで、いわゆるワーク・ライフ・バランスと言われております。これに するということを任意記載ということで書いております。

5番目、今後の整理事項といたしましては、計画策定に係る必要な利用の見込みと確保策ということで、今申し上げた 受けまして、保育所、幼稚園、子育て支援事業の提供体制の確保をどうするかと、その時期をどうするかということで、これらにつきましては量の見込みにつきまして、既に行っているアンケート調査、これに基づきまして国が定めるワークシートに数字を落とし込むという作業をやっております。当然、アンケート調査からまず家庭 というひとり親ですとか、フルタイム、フリータイムですとか、奥さんが専業主婦だとか、それらの家庭において保護者の就労状況に加えて、アンケート調査で行った希望する保育ですとか、各種事業の子育てサービスのニーズ、あるいは子どもの年齢、人口推計、これらを勘案いたしまして、ワークシートに落とし込む貴重な量が出ますので、これを市町村の実態に沿った修正を加えて使用量を見込むという部分で、その見込み量に対して担当者がどう考えるかといったところになっております。

(2)は関係条例の制定等ということで、この計画策定と平行いたしまして、市町村は新制度の実施にかかわる関連条例の整理を行うということで、

保育施設というのが、幼稚園、保育所、小規模保育等、また放課後児童健全育成事業確保等の運営基準について、全ての市町村は国が定める基準をもとに、条例で基準を定めるということで、今、多くは国からガイドラインを示されているところですが、市町村は条例をもって整理を行ったということになっております。これらの策定等計画策定に、条例整理が付け加えられているということでございます。

以上、私からの説明でございます。

(保健福祉課長)

ゆうばり貯筋体操についてご報告申し上げます。

今年度も9月から来年1月にかけて市内の12会場で、計24回、ゆうばり貯筋体操実践講座を行います。真の健康づくりを目的にしており、無理なく体を動かし、より身近な場所で実施するに自主的な取り組みを促しているものでございます。市民の皆様の積極的な参加をお願いしたいと思います。

以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

2点、ちょっと質問をさせていただきますけれども、まず高齢者生活実態調査についてですけれども、この部分についてもこれは調査、アンケートをされるということで、私、6月議会に子育て世帯のアンケートについての部分で質問させていただいた中で、市長自身も答弁の項目が多くて、回収率、パーセントが過半数を下回ったというような部分で回答いただいているのですけれども、今回は今の説明ですと、この部分でわかりやすく項目、夕張向けにしたということですが、この部分について夕張の方の方にバランスを欠かないように回答をいただきたいという部分で、その懸念される部分がないのかどうか、パーセント、回収率について若干お聞きしたいなと思います。

もう1点は、子育て関係で、一緒に質問してよろしいですか。

(大山委員長)

はい。

(小林委員)

これも質問した内容の中で、子ども・子育て会議、この部分についても質問をさせていただいたときに、そのアンケート調査の結果で回収率が悪かったみたいな、子ども・子育て会議の開催を6月にやる中で意見を集約したい

という部分で承っておりましたけれども、この部分も 6 月に行われた子育て会議で、15 名の方から今後に向けてご意見等が、こういうことがありましたよということがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

まず、2 点お願いをいたします。

(保健福祉課長)

高齢者生活実態調査の回収率等についてのご質問でございます。

質問項目につきましては、国で示されたものについては多岐にわたって、非常にボリュームが多いという点がございます。基本的にこの項目、例えば逃せられない、今後の傾向を図るためには必要な項目、それを一つの視点に置きまして、調査項目を精査しております。その結果、文で示されているものから 3 分の 2 程度の項目、そして表現等につきましてもごく平易な表現、そして調査内容には日常生活にかかわってきている部分で、ストレートに回答しやすいそういう内容になっております。

調査内容については、そういう改良点、そしてあと回収につきましては、市の地域包括支援センター、9 月に各地の相談業務を担っているセクションでございます。さらには、民間の相談業務を担っている居宅介護支援事業者のところでは、市内に 7 カ所ほどありますが、そういうところの協力を得ながら記載、主に回収については鋭意協力したいと思っております。

(生活担当課長)

小林委員のご質問にお答えいたしますが、子育て会議の中での意見ということでございますけれども、今回、第 1 回目ということで、子育て会議の開催のまず会議の趣旨等から始まりまして計画策定のスケジュールが、夕張市における保育所だとか幼稚園だとか、その他の子育て事業の概要等について、事務局から説明させていただきまして、大半がその説明の部分で終わって、質問が実はお一人でありました。その中で、今後を考えて子育て環境の充実を に当たり、どうしても夕張、学校の高校ですとかが、なかなかどうしても交通のアクセスというか、足の確保、そこら辺を合わせて一度考えてもらいというお話がありました。第 2 回目以降につきましては、なかなかちょっと時間の関係等により、十分なお話を聞く機会がなかったものですから、それらも踏まえまして積極的にご意見をちょうだいしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

(小林委員)

まず高齢者の関係でアンケート、今の部分で言うと、1,000 名程度に対して進めると、回収率もいろいろな形をとってある程度、大体パーセンテージは上がっているという理解してよろしいですね。

あと、これも一つこのモニターの子育ての関係とか、実際、要望が説明に終始したという部分も私も若干聞いていたのですけれども、今後の部分で会議をされるときには、それぞれ前、私が議会質問したときにもお話ししていたとおり、いろいろな方のご意見というのは反映されないとはだめではないかと思ひまして、その部分にある程度協力をさせていただきたいという部分がありますので、その辺は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(大山委員長)

ほかに。

(厚谷委員)

後ほど関連もあるようですから、一度、臨時福祉給付金の関係で確認させていただきたいと思ひます。

それで申請の臨時窓口が、31日から始まったということでございますが、そこでお聞きしたいのは、いわゆる支給対象者が、市民税均等割が課税されているかどうかということと、そういう方に扶養されているかどうかということが、支給対象の分かれ目になると思うのですね。それで、例えば臨時窓口の場合、相談に来られたときに、いわゆる税務の担当の方がその状況を調べて、即答しているものなのかということが一つと、それから今後、臨時窓口が8月8日で終了した以降、恐らくこういう問い合わせがふえてくるのだというふうに思うのですが、その場合に電話に都度回答するものなのか、それともまずはっきりしないものについては、申請を一度していただいた上で判定してお答えをするかという、そのあたりの手続の関係なのですが。

(生活担当課長)

給付金につきまして、税の部分での確認ということで申請書を出していただいて、ご本人の同意があつて、初めて税務部署と連携をとつて確認できると、審査できるということになっております。

ただ、市役所に窓口を臨時窓口の設置、あるいは来週以降、市役所の福祉課に来ていただいて相談をさせていく中で、私、税がかかっているのかかかっていないのかわからないという部分もあると思ひます。その場合も、もう始めているのですけれども、税とそこを話ししているのですけれども、ちょっと税務に行つて、私どもは確認できませんので、本人の確認できるものがあれば、保険証だとか免許証だとかあれば、税務サイドに行つてちょっと確認してきてということでは、連携はとらせていただいているということでございます。

(厚谷委員)

わかりました。そうしますと、二つ目に私のほうで聞いた、例えば通常窓

口開設以降というか、8月11日以降については電話照会に対して、いわゆる税の関係を答えるということはないということによろしいのですか。

(生活担当課長)

従来ちょっと税法上の守秘義務があるものですから、電話照会ではお答えはできないというふうにしております。

(熊谷委員)

高齢者の生活実態調査票について伺います。

3.5人に一人ぐらいということだったのですが、私が今、見て心配だなと思ったのは、識字の問題なのですよね。高齢者の中には、教育を満足に受けられなかった方たちもいらっしゃるって、中学生レベルぐらいの漢字がちょっと苦手という方もおられるのですよね。私も、近所で高齢者の方から、こういうのが来ると、「熊谷さん、何て書いてあるの」と聞きに来られたりということがあったのです。それで、もしまだ間に合うのであれば、ちょっとそういうレベルの漢字には平仮名を振るとか、窓口で相談に乗りますとか、そういうことが必要だなというふうに思ったのと、もう一つは、そういう方たちに限って相談事、悩み事というのですか、そういうのをお持ちの方がやっぱり多いので、そういう方たちが気軽に相談できるようなそういったことがどこかに書いてあると、親切かなというふうに思いました。連絡所がなくなるときに、本当にそういう生活相談が一番困るということを多くの方から言われましたので、ぜひそういったことを講じていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉保健課長)

今、熊谷委員からご指摘がありました質問票の識字、文字等の表現で、もうちょっと平易な形では考えているのですが、まずそういうことで読み仮名等必要なもの、再度整理かけて対応させていただきたいと思います。また、この書き方等につきましては、先ほどから説明しているとおり、そこに絡んで、こういう回収等の 思っておりますので、その点についてはある程度カバー、全てとは言わないのですけれども、ある程度対応しながらできるのではないかと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにありますか。

(角田委員)

それでは、夕張高齢者生活実態調査ということで、今、るる説明があったのですが、この中で氏名と電話番号が一番上に書かれているようです。一番心配されるのは、アンケートに答えて出してくれる方というのは、正直言っ

てそれほど問題ないのかなと。ただ、問題は、そのこともできず、孤立してしまう方々をどうケアするのだというのが、本筋ではないのかと思うのですよね。それは、アンケートの回収率に努力するのはわかる。ただ、出した 1,000 人についても、役所は当然把握しているはずですから、戻ってこない方々をより詳細に対応すべきことではないかと思うのだけれども、そのアフターについて今のところ計画上、何かありますか。

(保健福祉課長)

ご指摘のとおり、高齢者実態調査については、記名して書いていただくと。今、角田委員が懸念された部分、それも配慮しながらその部分、氏名を記載していただいて、なおかつ連絡先、電話番号をいただく。当然、1,000 名抽出しているものですから、回答をいただいていない方、これについても把握できることになっております。その辺については、個人の守秘義務がありますので、それを侵さない範囲の中で、自分たちがいかに回答をいただきながら、抱えている課題は何なのか、そういうことも相談業務の中で対応しながら、この調査を実施していけると思っております。

(角田委員)

限定 1,000 名ということの中で、こういう調査をやると、前の子育て支援とはまた違う意味合いで命にかかわる、本当に実態的に掌握しないと、孤立させてしまう、孤独死も含めていろいろなことが考えられる要件の中で、回答はより多いほうがさらにいいのは言うとおりでと思う。だけれども、最終的には回答をもらえなかった人たちをどうフォローするかというのは、具体的にしていかないと、民生委員もいたり、いろいろな形で地域包括的なサービスもあったりということの中で、制度があっても利用できない方々をどう守るのかというのは、本来の業務ではないのかと、私は思う。

そこでやはりこういう調査をもとにいろいろデータを調査、いろいろな網にかけて整理するのは当然必要なことだと思うけれども、実質的にはやはり一番残念な思いをするのは、何の手だてもなくいる方々を放置してしまったということに対して、やはりもっとそうしない努力を重ねなければいけないと私は思うのだけれども、やはりそこら辺の具体的なところというのは、人手も要れば、お金も当然要るのだろうと思うけれども、やはり地域町内会、民生委員含めプライバシーもあるけれども、そういう一定程度の情報を集めないと、みずから発信できない方々を守ってやれないということで、ここはあるのだから、そういう意味合いでもっとこの調査を得た後の数字やデータを取りまとめるのではなくて、それも必要だけれども、さらに一歩踏み込む必要があるのではないかと思うのだけれども、そこら辺。何とかしていきいたいというレベルから、やはり手だてとして、これ当然調査をした後に報告

があると思うので、調査、報告、そしてその後のフォローもめて、そういう報告をしていただくことを今、要望したいのですけれども、そういう考えでよろしいでしょうか。

(保健福祉課長)

1,000名を抽出することで、そのほかの市民の皆様はどのように言っているのか、この辺については注意していかなければならないということは、委員、ご指摘のとおりだと思います。これにつきましては、この調査票にかかわらず生活実態調査というのでも継続して行うことを一つの に置きながら、こういう調査を考えておりますので、あとでその辺を検討したいと。

以上です。

(角田委員)

方向としては確認しました。ネットワーク、やはり地域の方々とのネットワークも含めて、そういう方々を守るというそういう方針でいくということで、多くの協力者を得ながら進めていただきたい、これは一つ。

もう1点、いいですか、委員長。

(大山委員長)

はい。

(角田委員)

子育て支援事業について、確かにアンケートの数字的には低い中で、これは国の一定の事業の中で、夕張市も取り組んだということの中で行われているのも、それは重々理解します。その中で子育て会議を開催した中で、意見を直接聞く場所も持ったということも理解します。ただ、夕張市において、今、課題なのはひとり親が子育てをしている家庭の割合が大変高いという、これ特徴的にあると今言われています。そうであれば、通り一遍の報告もそれは当たり前にあっている、ただ、ひとり親世帯がどういう環境にいるのかということは、夕張市としては市内にはそういう方々の割合が高いということ踏まえれば、当然、さらに実態調査なりフォローの仕方も当然違ってくるのではないかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

(生活担当課長)

ひとり親家庭の実態についてということでございますけれども、計画策定に当たりまして、当然、ひとり親家庭も多いという実情はありますので、ちょっと今すぐ具体の実態調査だとかちょっとそこまではなかなか今、お答えはできないのですけれども、何らかの部分でひとり親家庭に対するフォローといいますか、そこら辺もう一度、ちょっと動機づけいたしまして、考えていかなければいけないかなというふうには今考えているということでございます。

(角田委員)

市長の政策の中にでも子育てということに関しては、重要項目の一つに挙げられているところであります。そして、子どもにはそれぞれ平等に学ぶ権利やいろいろなことも含めて、やはり地域全体で子どもを育てるという観点が必要だし、そういう環境的に、経済的にと言ったほうがいいでしょうか、経済的に恵まれてない方々とすれば、そういう格差ない形でフォローしてあげるといのが、やはり行政の一つの手だてでもあると思うし、学ぶ機会やいろいろな意味合いで体験する機会も同じように持てるように、極力関与するのも必要なことだと思います。

やはりこれは市長の政策である以上、現状を踏まえて、ひとり親世帯の多いことを踏まえれば、やっぱり支援策というのは当然具体的に示していかなければならない内容だと思いますので、それはこれから考えるということでもありますので、そういうふうを考えていなかったのだなということは重々わかりましたので、でもこれは市長の重要な政策の一つでありますから、これは具体的に示していただくことを条件としまして、要望いたします。

(大山委員長)

要望ということですが、よろしいですね。

ほかにございますか。

(高間委員)

子育て支援事業計画ですね、2 ページ目に新制度の概要というところと、あと 3 ページ目の関連条例の制定というところに、放課後児童健全育成事業ということで学童保育のことがちょっとのっておりますけれども、夕張にも 1 カ所から 2 カ所にふやしたということもあるのですけれども、小学校、6 校を 1 校に統合したということを考えていくと、やはり地域としても、これは清水沢方面と若菜方面に 1 カ所、1 カ所ありますけれども、地域の子どもたちを抱えている家庭においては、やはり例えばパートに、仕事に出たいけれども、子どもたちのことを考えると、そうもなかなか行かないというそういう地域もあるのですね。

それで、6 校を 1 校にしたということを基本において、やっぱり学童保育もこの地域ということをもう少し考えて、せっかくの見直し、新制度ができる、考えられていくことですので、このことも 1 点頭に入れて検討していただけたらなというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

(生活担当課長)

高間委員の最後の部分からですが、今、若菜と夕張小学校の 2 カ所がされていることで、そういうふうになって という部分では、学校が統合されて、もう少し地域的に、ほかの地域にもあったらだとか、そういうご質問も、

ご意見だと思うのですけれども、学童の部分で拡充を今回、市町村でも言っていたと、考えなければいけない部分で、若菜につきましては、今、大体 16 名程度なのですから、夕張小学校につきましては結構定員がかなりいっぱいになっている部分等ありますので、そこら辺を今後ちょっと学童の補充という部分でどうしていくかという部分で、対象児童も今回今まで基本的には小学校 4 年生未満ということが、小学校までという区分で一定程度拡大等ということもあるのですしたら、そこら辺もちょっと総合的に拡大の部分、考えてまいりたいというふうに考えてございます。

(高間委員)

未満という、4 年生未満ということは、1 年生から 3 年生までということで、1 年生から 4 年生までということなのですね。未満というのは。

(生活担当課長)

今は 4 年生までですね、ただ、その時々に応じ、特に夕張小学校については、定員に対して 4 年生 25 名なのですから、いっぱいになったときにつきまして、4 年生の入所をお断りして、待機してもらっているという状況ではあります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(議長)

ちょっとその他で 1 点よろしかったでしょうか。きょうもというか、きょうの委員会もそうなのだけれども、以前ちょっと私言っているのですけれども、医療関係の問題、さらには市立診療所の今後の対応の問題等、課長、何ら本当に問題ないのですか。この間、一切、委員会なりの報告も受けてないし、特別委員会もこの間招集されてないのだけれども、何もないということではとらえておいていいのですね。そうやってとらえておいていいの、されてないということは、そういうことで。

(保健福祉課長)

基本的に医療問題、特に市立診療所の問題に関しては答申をいただきながら、その答申を実現するために今どのような方法がいいのかということで検討し、そしてなおかつ納期もあります。ただ、この部分については、非常に医療機関とのデリケートな部分が、課題も含んでいるものですから、これについては向こうとできる線では速やかに報告し、議会のご意見もいただきながら対応するということが、従来からの基本でもありますし、それについては何も変更する予定はございません。

ですから、報告すべき点が、事項が生じれば、これは速やかに報告する考

えは十分持っております。

(高橋議長)

今、動きもあると言うのだけれども、その報告すべきタイミングというのが、少なくともこれは昨年 1 年間、自分も言うまでもなく、さまざまな問題があつて、経過があつて、そのタイミングなり、その報告の仕方のまずさが大きな原因だったわけですよ。それがまた担当課で、これはまだ報告をしなくてもいいというふうに判断をしていますが、結果的に後々、また何でこういった問題が今こういうふうに出てくるのだみたいな報告は、ではないのでしょうかね、後々ね、その確認だけしておきたいのですよ。全くその後、委員会の報告も特別委員会の招集もないから、私、たしかおとといも言ったと思うのだけれども、特別委員会もそのまま設けているのだから、これは逐一の報告というのは本来やっぱり必要ではないのですかということでは言っていたはずなのだけれども、それ以後、結局ないのだから、そちらのタイミングのまた報告がしなくていいという、そういった認識の中で言っているのでしょうかけれども、では後々そういうふうなことで、どかんと何か来るようなことはないという認識でいいのですね。

(叶野理事)

今の議長からのお問いにお答えしたいと思います。

決して特別委員会を軽視しているわけではありませんで、タイミングを見計らって報告できる時期が来た場合については、委員会の中でご報告をさせていただきたいというのはございます。今、そういう、何もしていないわけではなくて、結構地味な動きとして動いている部分がございますので、これについてはそういうことで、まだ報告に至っていないということでご理解いただきたいと思います。

(議長)

では、例えば、今後の対応の部分で、答申は受けてああいう形、市の方向性もとりあえずは一定程度出していますよね。ただ、その中で一つ大きな部分では、現診療所の対応の問題、耐震化の問題なんかも一つ出たはずですね。これなんかも当然やっぱり、最終的にはどうしていかなければいけないのかも含めて、やはり耐震構造の状況から考えたときに、急いでいかなければいけないものも出てくるだろうし、そういうことの調整とか、では市立診療所としているのかしてないのかも含めて、そういったものだって出す出さないとか、そのタイミング云々の問題ではなくて、それはやっぱり議会なりに逐一、いろいろな情報共有が必要になってくるのではないですか。例えば、そういうことも一つ、全く委員会論議の中では出てきてないのだけれども、例えばそういう一つだって、今、別にここで議論深めましょうということと言

っているのではないのだけれども、例えばそういう部分だって、仮に今日までそういう動きをしていたとするのであれば、そういうものだって大事な報告の仕方なのではないですかということですよ。

(叶野理事)

確かに、市立診療所の耐震化については、ことし予算をつけていただいて、先日、入札が終わったという状態でございますので、報告できることがあれば遅滞なく報告させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

(議長)

もう十分これは認識立っていただいているのですけれども、今までの市立診療所の対応の問題、あるいは地域医療の関係の問題については、やはり日々の情報不足のなさ、これに尽きたわけですから、さらにはそういった情報共有の部分を図れなかったということが、ずっと引っ張られた原因の一番最大の部分で本市が来たわけですから、それは今後ないようにということで十分委員さんも含めて、いろいろな角度からいろいろな話もされているわけですから、これもう少しそちらのタイミングなり、報告ができるタイミングが来たらと言うけれども、それはあくまでもそちらの対応の判断の仕方であって、それは受け取る側が、そんな大事なこと何でもっと早くにというような部分は、その他の部分で1回これあったでしょう。今までも、福祉課の対応だけではないけれども、これは。だから、そういうことのないようにという意味で、やっぱりこれは少し、もう少し定期的な報告的なものは必要になってくるのではないですか、特に地域医療の問題については。

(叶野理事)

十分、私どももご理解しておりますので、特別委員会の委員長、副委員長を初め、協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(大山委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

なければ、以上で保健福祉課を終わります。

【産業課】

1. アドバイザー招聘事業における講師の選定について
2. 国有林内の治山事業の実施について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、産業課より報告を受けてまいります。

(産業課長)

初めに、6月議会において、補正予算議決のアドバイザー招聘事業における講師の選任について、1ページ、資料1によりご報告をいたします。

資料1なのですけれども、1カ所誤字がございますので訂正を願います。5番、主な事業計画の一つ目の丸でございます。教育委員会を教員委員会と記載しました。ここを教育に訂正願います。

まず事業名につきましては、アドバイザー招聘事業でございます。事業の期間は、8月から3月までの8ヵ月でございます。選任した講師は、東京都在住で、公認会計士の大久保和孝さんでございます。講師の選任に当たりましては、総務省の事業概要に基づき、地域人材ネットに登録されている約280名の財務専門家リストの中から、過去に本市にかかわりのある方、また来夕実績のある方や取り組んできた内容、活動のコンセプトなどを参考にして選任をし、承諾を得たところでございます。大久保さんの職種、略歴につきましては、2ページと3ページの資料2のとおりでございます。予算につきましては、167万3,000円でございます。内訳は、謝金として124万8,000円、旅費が51万5,000円でございます。財源につきましては、全額特別交付税措置となります。

予定している主な事業計画といたしましては、教育委員会に関する事業として、石炭博物館に関するアドバイスなど、また、まちづくり企画室に関する事業としては、CBMやズリ山などの有効活用に関するアドバイス、産業課に関する事業としては、観光施設や観光資源の有効活用に関するアドバイスなどで、複数の室・課に至る計画でございます。

次に、国有林内の治山事業の実施について報告いたします。

事業主体は、北海道森林管理局、空知森林管理署でございます。この治山事業の実施場所につきましては、5ページ、資料4のとおり、旧北炭真谷地炭鉱露天掘り跡地付近一帯でございます。露天掘り跡地は、リサイクルセンターから南に約1,000メートルくらい上ったところに位置しております。

工事概要であります。国有林に行くためには市有林を通過する必要があります。4ページ、資料3に記載のとおり、市有林内に作業道を整備し、付随工事として、谷どめ・水路の整備を行うとともに、添付写真にございますコンクリートがれきの撤去を行うものでございます。市有林内の整備に係る費用につきましては、全て森林管理署が負担するものであります。また、あわせてがれき撤去の影響調査を行い、さらに工事が必要と判断した場合は、引き続き平成27年度に追加工事を行うと聞いております。本年度の工期につきまし

ては、既に着工しておりまして、7月17日から3月18日までと聞いております。

なお、真谷地町内会に対しましては、請負業者から工事の内容について説明していただくよう要請をしております。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はありませんか。

(産業課長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業課を終わります。

(大山委員長)

ここで昼食休憩をとりまして、まちづくり企画室以降については、午後1時から再開をしたいと思います。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

(大山委員長)

それでは、委員会を再開いたします。

【まちづくり企画室】

1. 平成26年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第一四半期の実績について
2. 平成26年度「幸福の黄色いハンカチ基金」助成事業に係る下期の募集開始について
3. 地域活性化モデルケースについて
4. 旧若菜中央小学校の活用に向けた取り組み状況について
5. 平成26年度民間賃貸住宅建設費補助事業の状況について
6. その他

(大山委員長)

それでは、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

それでは、まちづくり企画室の報告事項、5 点ご報告申し上げます。

具体的な報告に移ります前に、訂正のお願いをいたします。報告事項の 1 番と 2 番が、次ページ以降、資料番号逆になっておりまして、こちらを 1 番が 2 番、2 番が 1 番という形に訂正をお願いします。申しわけございませんでした。

それでは、順にご報告させていただきます。資料 1 をごらんください。

平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」助成事業に係る下期の募集開始についてでございます。

こちらについては、既に広報等で周知をさせていただいておりますが、今月 1 日金曜日から 8 月 29 日金曜日まで、対象事業を夕張まちづくりのために行う事業で、まちづくり寄附条例第 2 条に該当する事業を対象に募集を行っているところでございます。助成の上限等につきましては、前年と変更ございません。

資料 1 については、以上でございます。

資料 2 をごらんください。

「幸福の黄色いハンカチ基金」の第一四半期、4 月から 6 月までの寄附状況の報告でございます。こちら概要でございますが、4 月から 6 月までの寄附の総額につきましては、後方 3 番をごらんいただきたいと思います。件数 1,806 件に対し、寄附金額は 3,658 万 9,711 円となっております。こちらは、対前年につきましては件数の 38 件、金額が 290 万 4,000 円という形で、差し引き 3,300 万円強の増加という状況になっているところでございます。

なお、今年度、寄附に当たっては、市外在住の方で 1 万 5,000 円以上の寄附をされた方で、かつ特産品を希望する方については、夕張メロンの優を 1 個、贈呈するという取り組みを行っておりまして、今回、第一四半期の対象になった方で該当する件数が 1,782 件となっておるところでございます。こちらにつきましては既に夕張メロンを送付、確実に受領の確認がとれているところでございます。感想につきましては、多くの方々から初めて食べたということで、非常に香りが高くて、非常においしいというような評判の声が多数寄せられているところでございます。

こちらについては、以上でございますが、7 月以降の状況を二つ申し上げると、やはりメロンの対象年度を 6 月 30 日までとした反動もあり、7 月については件数はがくっと落ちている状況でございます。ただ、通常ですと、12 月ですとかそういった時期に非常に寄附金額がふえる傾向でございますので、引

き続き我々としては寄附金の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、特産品のPRということが、一定の成果が見られているところでもございますので、夕張メロンのPR、その他夕張市の特産品のPRもほかにできないかという部分についても、来年度の予算要求を見越したスケジュール感を持って検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

資料2については、以上でございます。

資料3をごらんください。

こちらにつきましては、去る7月18日、地域活性化モデルケースの総合コンサルティングが、本市において開催されたところでございます。こちらにつきましては、中央政府のほうから国土交通省と内閣官房及び経済産業省の自然エネルギー庁の職員が直接こちらに来て、我々の要望等を含めて意見交換をしたところでございます。こちらは、資料3につけさせていただいておりますが、項目1番から5番まで、当日、具体的に我々が要望というか、協議に付した事項の資料をつけさせていただいているところでございます。

内容につきましては、既存の国の補助メニューの採択要望ですとか、制度の拡充というような既存メニューを中心とした議論が中心になったところでございます。我々としては、当日、今後のモデルケース、どのような形で進めていくのかという点については、直接確認をさせていただいたところでございますが、政府のほうからの回答は、やはり政府も手探りで行っている状況ということで、モデルケースの熟度を上げていきたいということで、現在は、試行錯誤の状況という説明があったところでございますので、今後の具体的なスケジュール等はまだ明確には示されておりませんので、我々としてはしっかりとスケジュール感を持って、主体的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

したがいまして、今回、協議に付さなかった事項につきましても市の重要政策の進捗状況ですとか、議論の経過をもとに具体的な協議を進めてまいりたいと考えておりますので、順次、進捗状況についてはご報告させていただきたいと思います。

資料3については、以上でございます。

資料4をごらんください。

旧若菜中央小学校活用に向けた取り組み状況についてでございます。

こちらにつきましては、平成24年12月28日に仮採択をして、事業実施に向けた諸準備を進めていた案件でございますが、7月下旬に厚労省のほうから補助金の内示があったところでございます。内容につきましては記載のとおりでございますが、ハードについては3,000万円、ソフト事業については200万円、計3,200万円の補助決定の内示があったところでございます。

こちらについては、提案事業は 200 名程度が宿泊できる施設の整備が補助の事業の内容となっていてございます。今後のスケジュールにつきましては、こちらの内示を受けて、提案主体から本申請を受けた上で、市においては本採択の手続を経た上で必要な議会提案、こちらの場合は無償貸与という形で学校施設等貸与する契約がございまして、事前に議会事務局を経た上で議決が得られた段階で契約、本工事の着手という流れで目標としては、今年度中の完成を視野に進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、5 番その他に書かせているとおり、今回、廃校活用の相互の連携を図る目的で地域おこし協力隊採用しておりますので、協力隊にいろいろ集客対策ですとか、そういったものの連携を密に進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料 4 については、以上でございます。

資料 5 をごらんください。

平成 26 年度民間賃貸住宅建設費補助事業応募状況についてでございます。

こちらにつきましては、今年度事業 24 戸分の予算措置がなされているところでございますが、現在、4 事業者の提案が行われているところでございまして、それぞれの提案内容については記載のとおりでございます。こちらにつきましては、今後のスケジュールにつきましては、現在、それぞれの事業者において建築確認申請が行われている状況でございますので、そちらの確認申請の交付をもって本申請で、市における事業認定という手続を経た上で、実際の土地の売却ですとか、具体的な建設事業に着手ということで、完成時期につきましては、上段の右側にある入居可能時期に記載のとおり、ことし 11 月から来年 3 月まで、本年度中に全てが完成できるような形で進めているところでございますので、こちらにつきましても本事業の認定があった時点で、事業者等の詳細な住所の記載ですとか、事業者がどなたであるかということについても、詳しい情報を改めてご報告させていただきたいと考えておるところでございます。

資料 5 については、以上でございます。

(大山委員長)

その他ありませんか。

(まちづくり企画室長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

資料４の旧若菜中央小学校活用に関係でございます。

それで１点確認をさせていただきたいのが、提案事業の概要ということで、200名程度の宿泊施設整備ということなのでございますが、これは民と民の話ということになりますので、行政側のほうでどういう把握しているかというのは、お考えがあればお伺いしたいということなのでございますけれども、200名程度の宿泊施設ということになりますと、今、観光施設の指定管理者であるリゾートさんといわゆる競合という部分、あるいは ですが、このあたりはこういう形でこちらが活用しても何というのでしょうか、差別化した活用が見込めるのか、そのような状況なのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

(佐藤まちづくり企画課主幹)

厚谷委員の質問にお答えします。

競合するかとしないかとなると、結果的に競合すると思います。ただ、今回の提案の内容の詳細ですと、低料金で、今、合宿のコストが非常に高くなっているという部分があって、安価で夕張の魅力的なスポーツニーズを使いたいという声が多くあるのも事実であります。

今回、提案の中でも屋内スポーツの評価ですとか、若干、今の合宿のお客様を取るというよりは、新たに違う角度から集客をするという提案ですので、その部分に関しては民民の中で相乗効果が生まれることを期待しております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

同じく資料４について伺います。

交付金の件ですが、平成26年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金という形で、交付金を申請したということですね。それで、介護や福祉には関係ないこういう事業にも適用されるので、そういうことになったと思うのですがけれども、これをすることによって、今後、夕張に必要な介護や福祉の施設整備等に支障はないのかどうなのか、その辺はどんなふうにお考えですか。

(佐藤まちづくり企画室主幹)

今、熊谷委員の言われたとおり、この事業名を見ると、まさに介護主体という形の事業ですけれども、この事業を活用した事業で言いますと、若菜の学童保育の建設、あとは旧夕張小学校、旧若菜、旧緑小ですね、でも活用させていただいているのと、あと福祉施設へのスプリンクラーの設置ですとか、今回、紅葉山にできましたグループホームの建設にも一部この補助が入って

います。

今回、市のほうで提案した事業につきましては、介護の充実とは違う観点で、いわゆる高齢者の方が自宅にこもりすぎないように外に出て行ったり、働いたり、障がい者の方と一緒に働いたりというような空間を整備しましょうと。その中で、特に厚生労働省としては、例えば地域にある使わない財産として廃校なども活用しながら、高齢者の活躍の場をつくれというメニューの中で、ですのでこの事業名を見ると、熊谷委員の言うとおりの、何か介護のというの食いつぶしているように思われますけれども、実はそうではなくて介護予防の観点でというようなメニューで、採択を受けているところでございます。

(熊谷委員)

大体のところはわかったのですが、今のお話ですと、高齢者の活躍の場ということでは、この事業をすることによって高齢者が働けるような場が出てくるとか、ボランティアでかかわるとか、そういうことを内包しているということですか。

(佐藤まちづくり企画室主幹)

熊谷さんの言うとおりの、高齢者の雇用ですとか、施設の運営に当たる部分については、極力、地域の高齢者の方を雇用したというのと、できる限り同じ地区でその連携図ったらどうですかというようなことと、廃校を活用した連携を図りながら、高齢者や障がい者の方の活躍の場をどんどんつくっていきましょう。その一方で、やはり産業として夕張に人を呼ぶというのと、そういう力を利用して地域振興図りましょう。そういう目的で提案して、採択を受けるということです。

(大山委員長)

ほかにありませんか。

(島田委員)

資料１のハンカチ基金のあれでお伺いいたします。

夕張のPRということのでかなりの期待、3,600万円、メロン発送個数にして1,582、これは本当にかかなりのPR効果があったと思っております。それでこのPRには成功したよ、これ来年度以降は、おいしかったから私個人で買いたいのだというこういう問い合わせ、販売拡大について市に問い合わせがあった場合の対応ですね。これを行政サイドが、一業者の名前を教えることにはならないと思うので、これをどのように、こういったPR後の販売拡大というその辺をちょっと考えられているのか、その辺お聞きしたいのですけれども。

(押野見まちづくり企画室主幹)

今のご質問にお答えいたします。

基本的にはメロンを取り扱って大元であります農協さんですとか、農協さんにもインターネットでギフトの取り扱いもやっておりますので、基本的にはそこを中心にご紹介させていただいて、そのほかにもメロンをインターネットで取り扱っている業者さんもございますので、インターネットでごらんになっていただきたいというようなご紹介をさせていただきたい。道内の方については、市内各所で小売販売店ございますので、夕張に来られた際に購入くださいというご紹介をしたいというふうに考えおります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【財務課】

1. 平成 26 年度「国、北海道及び夕張市の三者協議」について
2. 平成 26 年度普通交付税の決定について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課から報告申し上げます。

まず大きく分けて、本日は 2 件にわたって報告をさせていただきます。

1 点目につきましては、平成 26 年度の国、北海道及び夕張市の三者協議についてでございます。これは資料 1 から資料 7 までとなっております。

次に、2 点目でございますが、平成 26 年度の普通交付税の決定ということで報告をさせていただきます。

初めに、三者協議でございます。資料 1 をごらんいただきたいと思います。

三者協議のあらましでございますけれども、これまで三者におきまして事前に議論する場、これを 2 回におきまして開催内容について種々協議、検討を重ねてまいりたいと思うところでございます。

開催日につきましては、8 月 7 日、8 日の両日となります。第 1 日目におきましては、現在、夕張市が抱えている課題施設等の現状を把握、確認していただくため、事前に を行います。二日目につきましては、11 項目の

協議課題につきましては、意見、協議を行ってまいります。

次に、概要と協議のポイントということでございます。

今回の三者協議におきましては、本市が抱えております課題並びに 5 項目につきましては、市営住宅再編事業実施計画などの地域の再生や市民生活の安全・安心に不可欠な事業を計画に反映させることを目的としております。現段階で市の方針や、主要経費が固まっている事業に件数を絞りまして、協議を行うとするものでございます。

具体的には市営住宅再編事業Ⅱ計画や 体制の確保、また実態に見合った職員採用を含めた必要な行政執行体制の確保など、11 項目について現状や課題を説明をしまして、中長期的な観点から計画変更に向けた具体的協議を前向きに進めていくという内容で合意をしようとするものでございます。

また、このほか C B M 開発を初めとした地域活性化に資する市の取り組みにつきまして、前向きに進めていく方針を確認するほか、現在、総務省で対策を進めております公共施設老朽化対策につきましても、市の現状を踏まえながら意見交換を行わせていただき、今後の方針を確認していきたいと考えているところでございます。

次に、資料 2 と資料 3 につきましては、同日、三者協議課題の一覧と計画リニューアル課題プランということでございますが、これは、まちづくり企画室長より説明をいたします。

よろしくお願いいたします。

(まちづくり企画室長)

それでは、資料 2 及び資料 3 につきましてご説明を申し上げます。

まず、資料 2 をごらんください。

平成 26 年度の三者協議の課題一覧となっておりまして、1 ページ目、2 ページ目、3 ページ目ございますが、合計 75 件となっているところでございます。こちらにつきましては、昨年と同様の比較で申し上げますと、昨年は 70 項目ということで、三者協議にのせて解決した事案もございますが、その他、新たな課題等も含めて整理し直すと、今年度、市が抱えている懸案事項としては 75 項目あるという状況になっているところでございます。

こちらにつきましては、議会側から特に重要であるというような個別の議題の提案もございました関係で、対応関係につきまして、資料の右の欄に議会提案ということ議会が提案しているもので、課題、市が抱える提案事項との対応環境ですね、丸印という形で示させていただいておりますので、詳細につきましては、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

この 75 項目を踏まえての資料 3 の説明についてでございますが、資料 3 をごらんください。

資料 3 につきましては、件数としました 34 件という形になっておって、先ほど申し上げた 75 件との差し引きですね、41 件ございます。こちら 34 件につきましては、まず、市において 75 項目の現状の提案事項の検討状況等をヒアリングという形で精査をした結果、主に市として提案事項に対する対応の方針が定まっているかどうか、かつ、これに対する必要な事業費の精査ができていくかということの整理ができていくものを、まずは三者協議の議題に推薦して登録しようということで選別をさせていただいております。

さらに、これまで同様の形での計画変更経た同種の提案事項等整理できるものについては、23 項目ございましたので、そちらについても一定の整理ができていくということで、今回、合計 34 件を三者協議の具体的協議の課題にして登録させていただいたところでございます。

よって、41 件の取り扱いにつきましては、三者の協議にかける前に、まずは市としてしっかりと市の方針を見定めた上で、かつ事業費の選定という作業も当然必要になってまいりますので、そちらの整理がついたものを順次、定例の計画変更の数字に落としていきたいと考えているところでございます。(財務課長)

引き続きまして、資料 4 の説明に移りたいと思います。

平成 32 年度までの推計でございます。

ただいま、室長から説明がありました資料 3 記載の 34 項目の新たに現行計画で計上した場合、収支の均衡はどうなるか、また財源不足額が生じた場合の財源対策や対応は可能なのか、それらのことを判断するために、住宅再編事業実施計画が終了する平成 32 年度までを推計したものでございます。

資料の見方でございますけれども、まず歳入歳出差引額を落として、次に、財源不足額を解消するための財源対策を講じる内容を表示しております。その結果、財源不足額がどのようになったのかを年度ごとに示しているものでございます。

次に、推計の数字の動きでございまして、記載のとおり、財源不足額は各年度でそれぞれ生じておりますけれども、財政調整基金からの繰り入れ及び直近の地方財政計画に沿った積算見直しによる普通交付税の裏積み、これらにより全ての年度において不足額を全額解消できる見通しの推計値となっているところでございます。

なお、既に行政常任委員会で報告済みのものでございますが、平成 25 年度の決算見込みによる剰余金につきましては、約 6 億 5,000 万円が見込まれるところでありまして、今後におきましては、財政調整基金への積立財源となるものでございます。

関連して資料 5 をごらんください。先ほど、室長のほうからもちょうと触

れましたけれども、今回リニューアルから見送った事業ということなのですが、外出し事業というふうに言っておりますが、現時点におきまして事業の方針、実施時期などは流動的であるために、リニューアルの計上を見送る予定の事業であります。今後、これらの内容が全て解決整備された時点において、随時計画変更等所定の手続を経まして、事業を実施することで対応をしてまいりたいというふうに考えおります。その際の実施財源でございますけれども、先ほど資料 4 で説明をしました、既に財源確保しております財政調整基金を充てることとなります。

また、今後におきましてもこれまで同様、新たな諸課題が発生するわけがあります。その場合の財源確保につきましては、財政再生計画を着実に実施する中で、引き続き自助努力による歳出削減及び歳入確保対策を図ることによりまして、収支の均衡を図っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料 6 でございます。

三者協議、当日の日程でございます。開催日は 8 月 7 日、8 日の 2 日間です。第 1 日目は、市内視察の後、市役所 4 階、応接室におきまして、総務省、北海道、市長、議会の四者による面談を行い、第 1 日目を終了いたします。

第 2 日目は、9 時より開会しまして、前段に市長の挨拶、日程等を連絡した後、直ちに議事に入ります。午前中は、財政再生計画の見直しをテーマとしまして、協議課題 11 項目と平成 32 年度までの推計につきまして協議をする予定でございます。午後からは、地域活性化に向けた市の取り組みにつきまして協議し、最後にミニトークの時間を設け、会議終了時間は 2 時を予定しているところでございます。その後、国・道との市長面談を行い、記者会見を行いまして、午後 4 時に全日程を終えることとなります。

続きまして、資料の 7 でございます。

市内の視察でございますが、記載の日程で行おうとするものでございます。滞在して視察を行う場合、場所につきましては、11 項目の課題協議と地域活性化モデルケース提案項目の中から選定をしたところでございます。

あとは、この時間どおり進行をしていきます。

以上、これまでの説明内容に基づきまして、開催当日、三者で協議を行うものでございます。

これで三者協議関係についての報告は、終わらせていただきます。

続けてよろしいでしょうか。

次に、資料 8 をごらんください。

平成 26 年度の普通交付税等の内容を報告いたします。

新聞報道等で、既にご承知のことと思いますが、決定日につきましては、

平成 26 年 7 月 25 日。交付決定額は、普通交付税が 35 億 3,072 万 8,000 円、また地方交付税特別会計への財源が不足すると された臨時財政対策債は 2 億 5,557 万 9,000 円で、これらを合算した実質的な交付税は 37 億 8,630 万 7,000 円でした。前年度との比較でございますが、普通交付税が 1 億 5,321 万 5,000 円の減額で、4.2 ポイントの減少でございます。臨時財政対策債につきましては、1,865 万 1,000 円の減額で、6.8 ポイントの減少となったところでございます。全体としましては、1 億 7,183 万 6,000 円の減額で、4.3 ポイントの減少でございます。

減額の要因でございますが、基準財政充用額につきましては、消費税引き上げに伴う地方消費税交付金が 2,100 万円の増加をしております。一方、基準財政充用額では、旧市立総合病院の入所削減による特例措置の終了に伴う減少が 1 億 2,500 万円、また地域経済雇用対策費に係る単位費用の減額による 6,500 万円の減少となっておりますところでございます。

次に、財政再生計画との比較でございます。

普通交付税が 3 億 3,531 万 5,000 円の増額で、10.5 ポイントの伸びでございます。また、臨時財政対策債につきましては 249 万 2,000 円の増額で、1.0 ポイントの増加でした。全体としましては 3 億 3,780 万 7,000 円の増額で、9.8 ポイントの伸びでございます。

なお、摘要に記載のとおり、再生計画額は、当初予算計上額と同額となっておりますところでございます。

次に、参考としまして、空知管内の算定結果及び全国の算定結果を記載しているところでございます。

また、空知管内の各市町の交付内容は、裏にございます別紙 1 のとおりでございます。ご参照願いたいと思います。

以上で、資料 8 の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

(大山委員長)

その他、ございませんか。

(財務課長)

はい。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

資料 4 番です。再生計画リニューアルに係る収支見通しということなので

すが、ここでちょっと何点かご説明をお願いしたいと思うのですが、まず一番上の表、市営住宅再編事業が終了する平成 32 年度までということで、例えば 27 年度で言いますと、歳入 4,210 万 8,000 円と、歳出で 2 億 6,831 万 8,000 円ということで記載をされておりますが、歳入歳出の数字の読み方なのですが、歳出については例えば資料 3 の 34 件の事業を行った場合の 27 年度の支出総額と。それで歳入については、これら事業を行った場合に、何か特定財源があるものについてそれを見込んだ額と、こういうことで間違いないのかどうかということなのですが、表の読み方。

(財務課長)

厚谷委員のご質問にお答えいたします。

今、歳入歳出のこの内容といいますか、これは事業費というものがございします。そこには特定財源と一般財源というのが財源としては張りつくのですが、このうち特定財源というのは、これは市の経費というか、財源に影響を及ぼさないものでございます。例えば、100 の事業があつて 50 の補助金があれば、50 の一般財源が持ち出しとなると。ですから、この 50 をどうするかということが財源対策になっておりますので、ここでは一般財源ということでお考えいただければいいと思います。

(厚谷委員)

上の表はわかりました。それでは、次、もう一段下の表なのですが、それぞれ財源対策を講じるということで、平成 27 年度については財調の繰り入れということですが、それ以降 32 年度までについては地方交付税上積み分ということで、いわゆる財源不足額については地方交付税上積み分ということでカバーされて、収支不足が解消されるという状況になっていると思うのですが、この地方交付税上積み分ということについては、例えば計算する単位ですとか、補正の係数が変わったとかそういうことによるものなのか、それ以外の理由なのかということについてお尋ねしてしたいと思うのですが。

(財務課長)

財源対策の地方交付税上積み分というのは、先ほど説明の中でも若干触れたと思いますけれども、現行計画とこれまでの 4 年間の決算額、これが大きく乖離をしているものについても今回見直しを行っております。その中で、普通交付税につきましては毎年度 3 億円から 3 億 5,000 万円程度、計画を上回った収入があるということなので、現状になるべく近い合わせた計画をつくってあげようというのが目的でございまして、その差額といいますか、今の現行計画に見直した結果、何ぼになりましたと、この差を財源対策として充てているところです。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

(財務課長)

それでもう一つ、ちょっと財政的なことを言わせてもらいますね。毎年、地方財政計画というのが1月に示されます、国から、それによって交付税とか譲与税とかという予算が編成されるわけですよ。その一番直近の平成26年度予算、これの地財計画をもとに積算したのが、この推計です。これが根拠となっております。その結果、このような上積み分というか、今の現行計画でもふえるであろうというふうに見たものを、歳入に置きかえたものでございます。

よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

私もその今、ご説明のあった地方交付税、膨らんでいくというところがふえるであろうと予測してという答弁だったかと思うのですが、それはほぼそういうふうに予測して大丈夫というふうにとらえるのですか。

(財務課長)

わかりません。これは制度なものですから、これが来年度どうなるか、また5年ごとになるか10年ごとになるか、これは地方交付税制度これがどう改正されるかというのは、誰も考えておりません。しかしながら、推計する根拠というものは必ず必要でございますから、それには先ほど言いました地財計画、この根拠をもとに策定する、積算するというのが、ベストというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

(大山委員長)

以上で、本日の予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
